

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	準栄工業（株）	代表者氏名	熊崎 準人
主たる営業所の所在地	岐阜県関市大杉857番1		
許可番号	岐阜県知事許可（特-27） 第8118号	許可を受けている建設業の種類	建・と・鋼・内

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年11月21日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第3号該当）		
処分の内容（指示処分）			
<p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。</p> <p>(3) 社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。</p> <p>2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>準栄工業（株）が請け負った「株式会社中部熱処理第2工場増築工事（関市塔ノ洞 地内）」において、平成30年8月9日、同現場の労働者に鉄骨で構成された壁の骨組みの解体作業を行わせるに当たり、政令で定める建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を専任しなかったことに関し、準栄工業（株）及び同社の代表取締役が、令和元年7月4日に岐阜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項	岐阜労働局長からの相互通報制度に基づく通報		